

第3編研究 宮城大学大学発スタートアップ株式規程

公立大学法人宮城大学における宮城大学発スタートアップ企業育成支援に係る株式等の取得に関する規程

令和7年3月26日

規程第202号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学（以下「法人」という。）及び法人が設置する宮城大学が、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号。以下「法」という。）及び研究開発法人及び国立大学法人等による成果活用事業者に対する支援に伴う株式又は新株予約権の取得及び保有に係るガイドライン（平成31年1月17日付内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）、文部科学省科学技術・学術政策局。以下「ガイドライン」という。）に基づき、宮城大学発スタートアップ企業に対する育成支援に資することを目的として、宮城大学発スタートアップ企業からライセンス等の対価として、現金に代えて株式等を取得する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 知的財産権 知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に掲げる特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利及び公立大学法人宮城大学研究成果有体物取扱規程（平成31年宮城大学規程第173号）第2条第1項第1号に掲げる研究成果有体物をいう。
- 二 ライセンス等 法人が有する知的財産権の移転、設定及び許諾をいう。
- 三 株式等 株式及び新株予約権をいう。
- 四 宮城大学発スタートアップ企業 法第34条の4第1項に定める成果活用事業者であり、かつ、公立大学法人宮城大学大学発スタートアップの認定等に関する規程（令和7年宮城大学規程第201号）第7条の規定により宮城大学発スタートアップと認定された企業をいう。
- 五 インサイダー取引 金融商品取引法第166条（昭和23年法律第25号）に規定する有価証券の取引等をいう。

(株式等の取得)

第3条 法人は、ライセンス等の契約を行う相手方が宮城大学発スタートアップ企業であり、かつ、当該企業が当該ライセンス等の対価を現金で支払うことが困難な場合であって、理事長が法人の運営に支障がないと判断したときに限り、ライセンス等の対価を株式等により取得することができる。

第3編研究 宮城大学大学発スタートアップ株式規程

(審査)

第4条 法人が、別紙様式によりライセンス等の対価について宮城大学発スタートアップ企業から株式等による支払の申込を受けた場合、理事長は、当該企業の財務状況、事業計画、その他株式等の取得の妥当性を判断するために必要な情報を収集し、及び取得株式等の数等について当該企業と交渉を行った上で、それらの事項に基づき、株式等の取得の可否、取得株式等の妥当な数等について、ガイドラインに基づき適切に審査を行う。

2 前項の審査に関し必要な事項は、別に定める。

3 理事長は、第1項の審査に際し、株式等の価値を公正かつ客観的に評価するため、必要に応じて外部専門家から意見を聴取する。

(取得の決定)

第5条 理事長は、株式等の取得の可否について、前条の審査を踏まえ、理事会の議を経て決定するものとする。

(契約及び取得)

第6条 理事長は、前条の規定により株式等の取得が決定した場合、宮城大学発スタートアップ企業と契約を締結し、法人は当該株式等を取得する。

(株式等の管理)

第7条 宮城大学発スタートアップ企業から取得した株式等は、公立大学法人宮城大学会計規程（平成21年宮城大学規程第76号）及び別に定めるところにより事務局財務課が管理する。

2 前項の管理に関し必要な事項は、別に定める。

(インサイダー取引の防止)

第8条 理事長は、宮城大学発スタートアップ企業から取得した株式等の適正な売却を行うため、法人の役員及び職員であって、株式等の発行会社に出資、兼業及び共同研究等を通して関与するものに対して、公立大学法人宮城大学利益相反管理規程（平成21年宮城大学規程第54号）に基づき、インサイダー取引の抵触の有無を確認するため、株式の保有状況を個別に調査するものとする。

(実施補償金等の配分)

第9条 ライセンス等の対価として株式等を取得した場合における当該知的財産権に係る発明者等への実施補償金については、株式等を取得した後、当該株式等を換金して収入を得たときに限り、公立大学法人宮城大学発明等取扱規程（平成21年宮城大学規程第53号）第12条の規定を準用して支払う。

(庶務)

第10条 宮城大学発スタートアップ企業育成支援に係る株式等の取得及び審査に関する事務は、研究推進・地域未来共創センターにおいて処理する。ただし、保有する株式等の管理に関

第3編研究 宮城大学大学発スタートアップ株式規程

する事務、新株予約権の行使、譲渡、売却又は放棄の手續に関する事務及び株式の取得又は売却の手續に関する事務は、事務局財務課において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、株式等の取得に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (R7.3.26 第221回理事会)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

第3編研究 宮城大学大学発スタートアップ株式規程

別紙様式（第4条関係）

ライセンス等の対価に係る株式等による支払申込書

年 月 日

公立大学法人宮城大学理事長 殿

名 称

代表者

印

公立大学法人宮城大学との取引等における支払対価について株式又は新株予約権としたいので、下記のとおり申し込みます。

記

① 支払を希望する対価 (いずれかを選択)	☐ 株式 ☐ 新株予約権	
② 希望する宮城大学事業 (複数選択可)	☐ 公立大学法人宮城大学の所有する知的財産権の購入又は実施(使用)許諾 ☐ 購入 ☐ 実施(使用)許諾 (特許登録番号等：) ☐ 宮城大学の所有する研究成果有体物の提供 (研究成果有体物情報：) ☐ その他 (内容：)	
③ ①の支払を希望する理由・背景		
④ ②において選択した事業と、貴社の事業計画との関連性		
⑤ 貴社法人名		
⑥ 法人所在地	〒	
⑦ 代表者（職・氏名）		
⑧ 連絡先	TEL	
	E-mail	

第3編 研究 宮城大学大学発スタートアップ株式規程

	ウェブサイト	
⑨ 事業 開始日等	事業開始日	
	設立日	
⑩ 分野	☐ 医療・看護 ☐ IT・情報 ☐ 食産業・バイオ ☐ サービス業 ☐ その他（ ）	
⑪ 資本の額 (又は出資の総額)		
⑫ 事業の形態	☐ 株式会社 ☐ 合同会社 ☐ 有限責任事業組合 (LLP) ☐ 企業組合 ☐ 協業組合 ☐ 事業協同組合 ☐ 個人事業主・その他（ ）	
⑬ 事業の概要		
⑭ 宮城大学に所属する役員又は職員が貴社の役員等を兼任する場合、その役職名と氏名を全て記載してください。		

※添付書類

- ☐ 直近の財務諸表【必須】
- ☐ 事業概要・事業計画【必須】
- ☐ 当該対価を現金とすることが経営上困難であることの説明資料【必須】
- ☐ 新株発行の計画（支払を希望する対価が新株予約権の場合のみ）